

沖縄県における外国籍船での沿岸輸送について

表題の報道発表資料（別添）において、国土交通大臣の特許の審査基準のうち「他法令に反しないこと」については、当然に求められる事柄であるため、記載が省略されている。

また、当該報道発表資料においては、3つの輸送の形を列挙しているが、これは、過去に審査基準に照らして特許が認められた事例を外形的に整理して示したものであり、沖縄県における特許についても、こうした輸送の形に対象を限定することを明らかにしたものである。

したがって、これらの形に該当すれば、国家主権・安全保障という基本的な考え方や審査基準があるにも関わらず、必ず国土交通大臣の特許が認められるという性質のものではなく、基本的な考え方や審査基準に照らして判断を行うことが基本である。

なお、そもそも、国土交通大臣の特許については、制度の性質上、裁量性が極めて大きいものであり、許可要件的なものを類型として示せるものではない。